

## 議案第28号

大津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日(月) 総務部人事課

## 1 改正を必要とする条例

### <一般職>

- ・大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)

### <特別職>

- ・大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)
- ・大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
(令和元年条例第20号)

### <議会>

- ・大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)

## 2 改正の趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減や業務環境の改善を図り、実態に即した旅費の支給を行うことを目的として、国家公務員の旅費に関する法律が令和7年4月1日に改正された。

本市においても昨今の物価上昇に対応し、職員に自己負担を生じさせることなく確実に実費弁償を行うとともに、事務負担の軽減を図ることを目的として、改正を行うもの。

### 3 改正内容

#### (1) 宿泊料

下記の通り、宿泊料を変更する。

	金額《現行》		金額《案》	
特別職	14,800円		特別職	21,200円
一般職	13,100円		一般職	18,700円

※朝夕の2食分を含む上限額

#### (2) 食卓料の廃止及び宿泊手当の新設

- 食卓料(特別職3,000円、一般職2,600円)を廃止する。
- 宿泊手当(特別職、一般職ともに1,600円)を新設する。  
※宿泊手当の内訳は、朝食800円・夕食800円です。  
※宿泊手当は、朝夕の2食分として宿泊料に含まれます。

### (3) 移転料の改称

下記の通り名称を改める。

- ・移転料 ⇒ 転居費

### (4) 扶養親族移転料の改正

下記の通り名称を改める。

- ・扶養親族移転料 ⇒ 家族移転費

※同一生計の同居家族の移転費用を支給できるようにする。

## (5) 交通費に係る見直し

- ・特別車両料金(片道100km以上)、特急料金・普通急行(50km以上)に限り支給という距離要件を廃止する。
- ・鉄道、船舶の利用に必要な「手数料」等を支給可能とする。
- ・航空の利用に必要な「特別座席指定料金」「手数料」等を支給可能とする。
- ・市議会議員、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び大津市特別職の非常勤職員に対する、特別車両料金、特別船室料金及び特別座席料金については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限り支給することができる。

## 4 施行時期

令和8年4月1日